

第1分科会
「社会福祉法人の新会計基準への
スムーズな移行のために」

講演 (資料1)

概要編

1

2011年 6月 7日

() 社会福祉法人新会計基準制定までのスケジュール

平成20年 4月	「社会福祉法人会計基準検討委員会」設置 (現在まで全25回開催)
平成21年12月25日	「社会福祉法人の新会計基準(素案)について」作成
平成22年 1月 5日	同上についての関係団体説明会開催
平成22年11月15日	「社会福祉法人の新会計基準(案)について」作成
平成22年12月 1日	同上について関係団体説明会開催
平成22年12月 8日	社会福祉法人新会計基準に関する意見募集について (パブリックコメントの手続き開始)
平成23年 1月14日	同上の意見公募期限
?	社会福祉法人新会計基準の正式通知

() 導入スケジュール

< 移行期間に関する方針 >

事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。

平成25年度(予算)には、全ての法人において移行する。

< ポイント >

原則として「予算」段階から移行

遅くとも「25年度予算」から移行

但し、発出時期によっては…?

() 平成12年の「(現行)会計基準」導入以降の状況(過去の経緯)

(1) 会計の基準

1. 平成12年2月17日

「社会福祉法人会計基準」(以下「基準」)発出

平成12年4月1日より適用

2. 平成12年3月10日

「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」

(以下「指針」)発出

平成12年4月1日より適用

3. 平成13年3月29日

「授産施設会計基準」(以下「授産基準」)発出

平成13年4月1日より適用

4. 平成18年10月2日

「就労支援の事業の会計処理の基準」(以下「就労基準」)発出

平成18年10月1日より適用

(2) 導入当初の状況

1. 会計ソフトの不備

2. 「基準」と「指針」の選択の問題

3. 移行手続

12.3.31 B/S 残高

≠

12.4.1 B/S 期首残高

設立当初まで遡及しての検討が必要

4. 新概念の導入

基本金

国庫補助金等特別積立金

減価償却

(3) 今回の新会計基準に対する法人側の反応

1. 不安感、抵抗感(一部)

12年改正の経験(?)

2. 対応体制

会計ソフト

- ・ 運用面
- ・ 費用面

人員

() 新基準(案)の構成

(1) 基準と注解

会計ルール的基本的な考え方とその解説
財務諸表の様式例

(2) 運用指針

会計基準の適用に当たっての留意事項
基準に盛り込まない様式例
勘定科目とその解説を示したもの

(3) 運用指針

従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの

() 新基準の概要

(1) 適用範囲の一元化

現 状

現在、社会福祉事業(施設)に適用されている会計ルール

- ・ 社会福祉法人会計基準
- ・ 援産施設会計基準
- ・ 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
- ・ 介護老人保健施設会計・経理準則
- ・ 就労支援の事業の会計処理の基準
- ・ 病院会計準則(新・旧)
- ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則
- ・ 経理規程準則

新基準

() 施設面

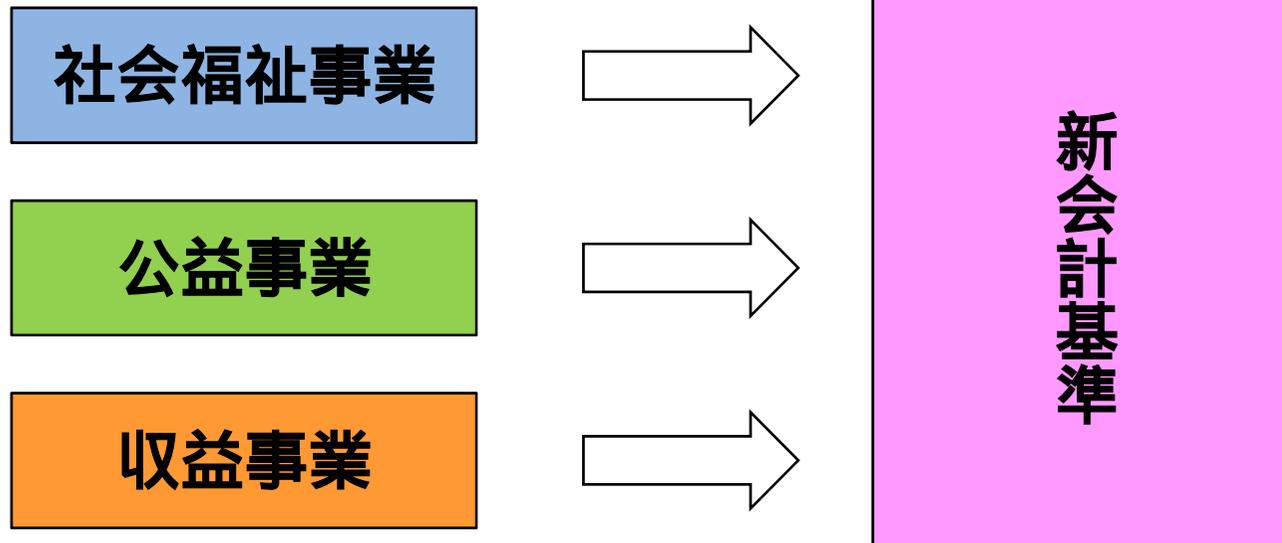
社会福祉法人の全施設に適用

介護保険施設
自立支援施設
保育所

老健
病院
就労支援施設
措置施設
その他

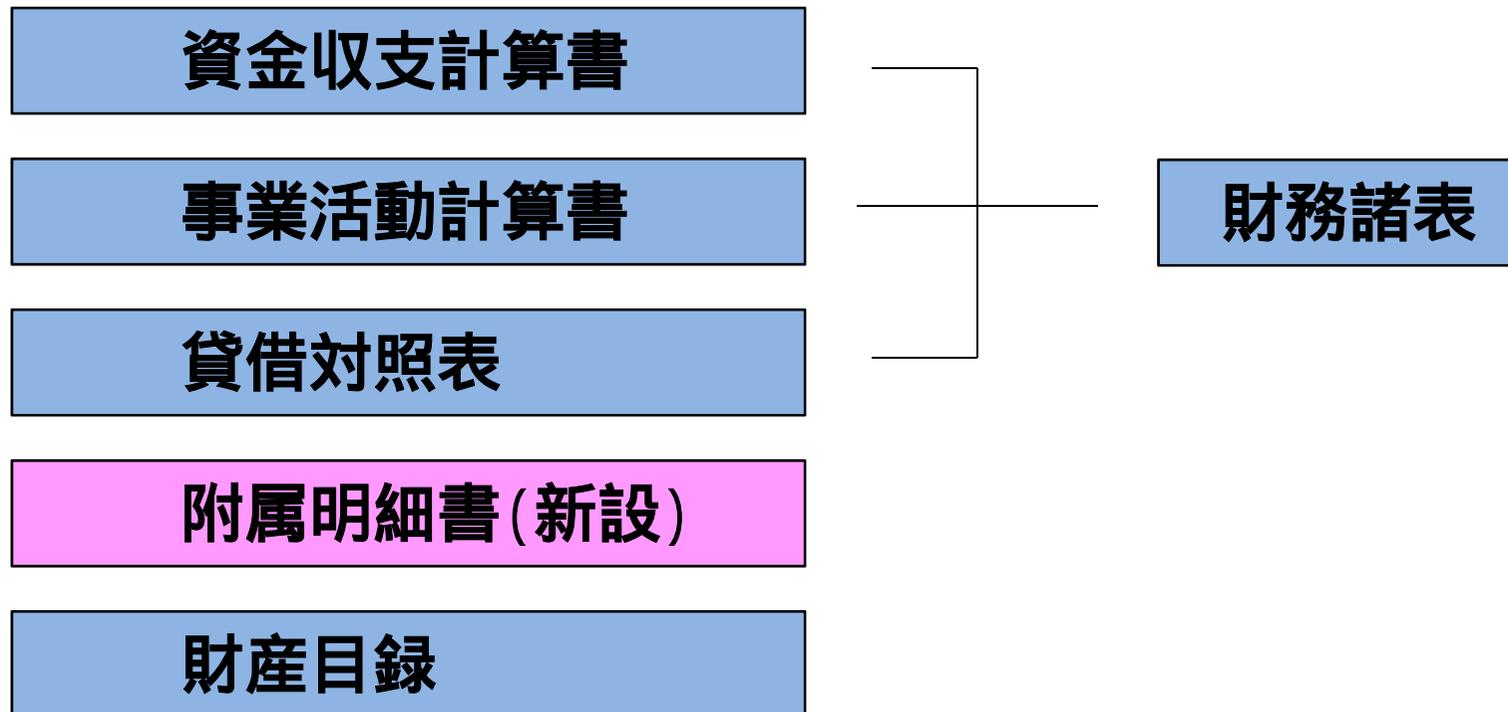
() **事業面**

社会福祉法人の全事業に適用



(2) 財務諸表体系

(現行)「計算書類」 「財務諸表」に名称変更



(3) 会計の区分

現 状

() 「基準」 …… 原則 「社会福祉事業」

会計単位 - 経理区分

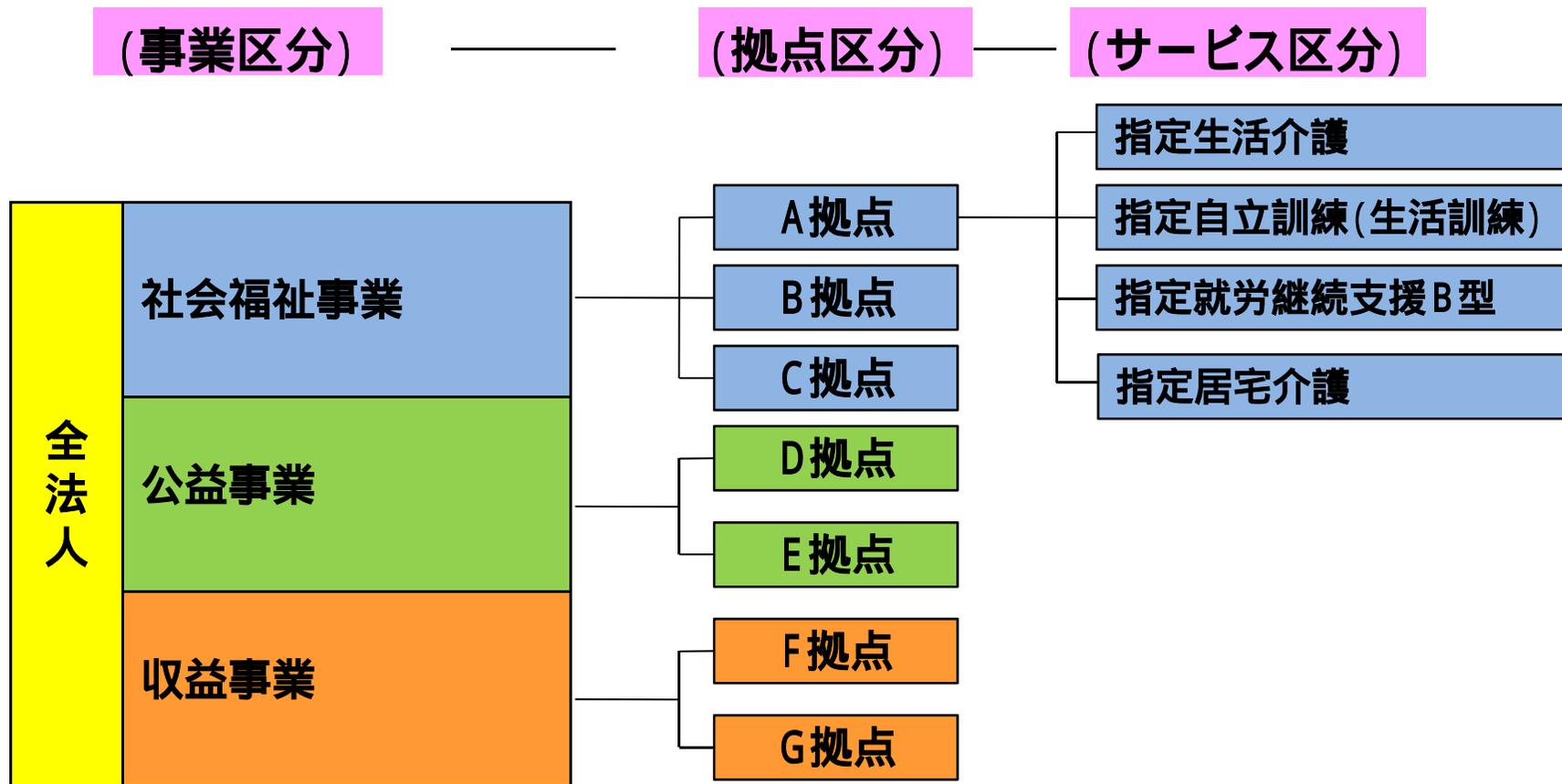
「授産基準」「就労基準」も原則として上記と同様

() 「指針」 …… 原則 「施設毎」

会計区分 - セグメント

新基準

全法人一括



(4) 財務諸表の様式

(例) 資金収支計算書(第1号)

資金収支計算書(第1号の1様式)
(全法人)

勘定科目	予算	決算	差異	備考
		C		

資金収支内訳表(第1号の2様式)

勘定科目	社会 福祉 事業	公益 事業	収益 事業	合計	内部 取引 消去	法人 合計
	B					C

社会福祉事業区分 資金収支内訳表(第1号の3様式)

勘定科目	拠点	拠点	×× 拠点	合計	内部 取引 消去	事業 区分 合計
	A					B

拠点区分 資金収支計算書(第1号の4様式)

勘定科目	予算	決算	差異	備考
		A		

拠点区分 資金収支明細書(基準別紙3)

勘定科目	事業	事業	事業	合計	内部 取引 消去	拠点 区分 合計
						A

(5) 新会計制度等

(ア) 一年基準(ワン・イヤー・ルール)

(イ) 金融商品の時価会計

(ウ) リース会計

(エ) 退職給付会計

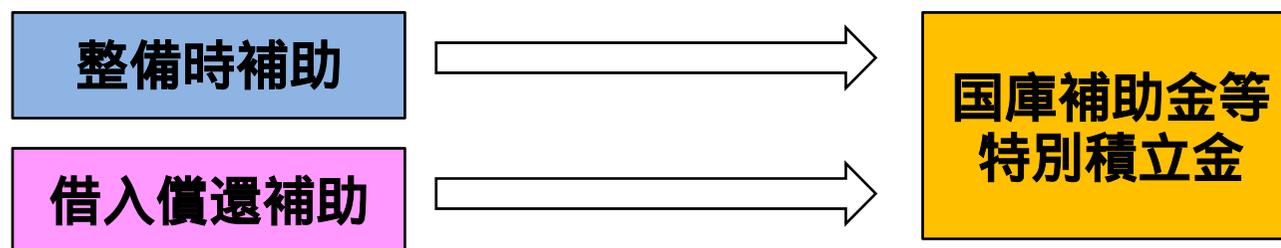
(オ) 減損会計

(カ) 税効果会計

(キ) 関連当事者間取引の開示

(6) 国庫補助金等特別積立金

借入償還補助分の認識の問題



取崩額の掲載箇所



(7) 資金概念

資金 = 流動資産 - 流動負債 ⇐ 基本的には変更なし

1年内返済長期借入金

B / S上は流動負債だが、資金概念からは除外

リース取引

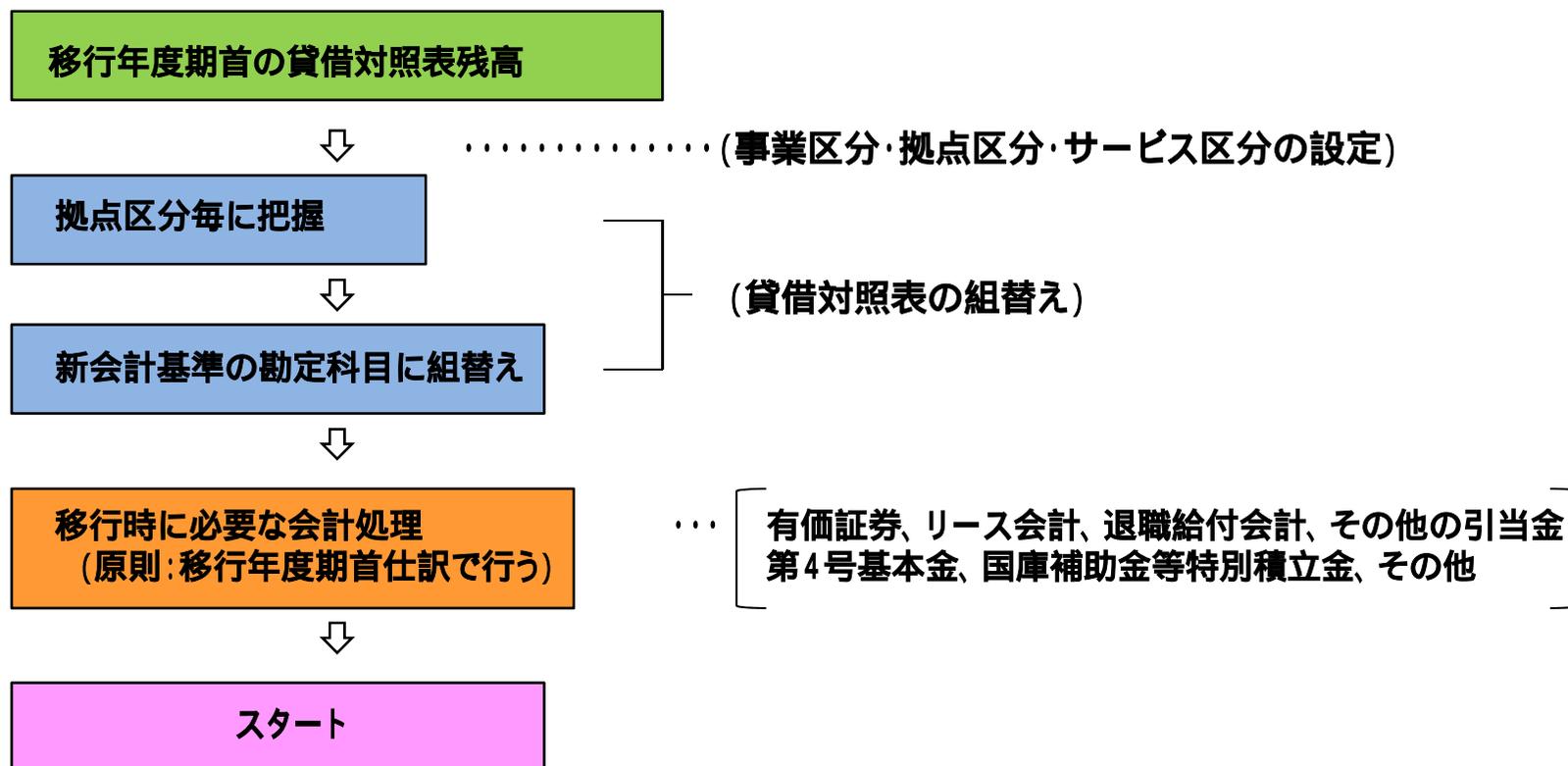
リース資産	/	リース債務
↑		↑
固定資産		固定負債

リース契約(取得)等には、固定資産取得支出(資金支出)は発生しない。

リース債務の返済に伴い、その都度の資金支出と認識する。

(8) 移行手続

基本的な考え方



() 移行に当たっての実務上の留意点

(1) 移行時期の決定

24年度か25年度か

1. 会計ソフトの対応
2. 新会計基準の理解の進捗度
3. 現行の採用会計基準の状況
4. 施設、事業の状況
5. 資料収集等の準備体制
6. 経理規程の改正
7. その他

(2) 会計ソフトの対応

1. 同一ソフトのバージョンアップ
2. ソフトの買換(変更)
3. 新基準へのシステム対応の方針

新様式への対応

新勘定科目体系への対応

注記への対応

附属明細書への対応

4. システム対応上の留意点

資金概念の確認

() 1年基準による流動項目への振替分

「資金」と扱われない。

(例:「1年以内返済予定設備資金借入金」)

(B/S)設備資金借入金 10 / (B/S)1年以内返済予定設備資金借入金 10



資金収支に影響させない

(B/S)1年以内返済予定設備資金借入金 10 / (B/S)現金預金 10
(C/F)設備資金借入金元金償還支出 10 /



資金収支上の支出「設備資金借入金元金償還支出」

() リース資産計上

「固定資産取得支出」には計上されない。

(リース料支払の都度「ファイナンス・リース債務の返済支出」として資金収支に計上)

(B/S)リース資産 10 / (B/S)リース債務 10



資金収支に影響させない

(B/S)リース債務() 10 / (B/S)現金預金 10
(C/F)ファイナンス・リース債務の返済支出 10

「リース債務」については、「1年以内返済予定リース債務」とする処理もある。



資金収支上の支出「ファイナンス・リース債務の返済支出」

注記への対応方針

次のいずれの方針を採用するか？

- エクセルベース等での対応
- 会計データからの連動による対応

附属明細書への対応方針

次のいずれの方針を採用するか？

- エクセルベース等での対応
- 会計データからの連動による対応

・ 補助コード等の利用が必要となる。

(3) 新基準の理解の進捗

理事長、施設長、事務局長、経理担当者、理事、監事等

1. 研修会への参加

2. 書籍等での学習

3. 他法人との情報交換

4. 法人内部での情報、知識の共有化

(4) 現行の採用会計基準の状況

1. (現行)会計基準

2. 就労基準

3. 授産基準

4. 指導指針(介護保険事業実施の場合)

5. その他

現在、複数の会計基準を併用している法人の場合、早期の新基準適用のメリットはあり得る。

(5) 施設・事業の状況

1. 現施設・現事業の状況

- ・ 一施設か複数施設か
- ・ 一事業か複数事業か

特に、介護、保育、医療等、現状では会計基準が相違している
施設、事業が含まれているか否か。

2. 新施設・新事業の状況

近く開設、開始が予定されている施設、事業がある場合
それらの施設、事業との関係は？

新施設、新事業の関係で、現行では複数の会計基準の併用となってしまう様な法人の場合は、新基準適用を早期に行うメリットはあり得る。

(6) 資料収集等の準備体制

「注記」「附属明細書」等、詳細なデータを決算時期の短期間に区分し、集計する必要があります。

「エクセルベース」か「会計データ連動」か

いずれにしろ、この準備体制が整わないと新会計の導入は困難！

(7) 経理規程の改正

1. 理事会承認

- | | | |
|-----|--------|---------------|
| () | 24年度移行 | 24年3月までに理事会承認 |
| () | 25年度移行 | 25年3月までに理事会承認 |

2. モデル経理規程

3. 改正項目の確認

第1章 総則

「会計処理の基準」「計算書類」「会計単位及び経理区分」

第2章 勘定科目及び帳簿

「勘定科目」

第9章 決算

「明細表」

上記以外の章についても改正はあり得る。

(8) その他要因

1. 人員体制
2. 地域的要因
3. その他

以上

ありがとうございました